

諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業 補助金申請の流れ

●申請者が行うこと(1~6)

○諏訪市が行うこと(A~K)

1. 事前確認申込書(仮申請)

■設置場所が補助金交付対象になるか確認します

≪様式≫諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業事前確認申込書

≪様式≫諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業補助金人槽申請理由書

≪添付≫設置場所案内図

≪注≫

①補助金交付申請書提出の前に必要となります。

②一定要件の区域の場合、補助金交付の対象になります。

③放流先等が地下浸透の場合、事前協議が必要です。
(→「設置・変更・廃止等に伴う各種届出について」参照)

④補助対象区域外の場合(補助金が交付されない場合)でも、設置等に係る届出は必要です。
(→「設置・変更・廃止等に伴う各種届出について」参照)

A. 補助対象区域か確認

■水道局施設課下水道係と協議し、区域の確認。

≪様式≫合併処理浄化槽設置補助事業に係る協議書

≪添付≫事前確認申込書(原本)

B. 下水道係の回答後、補助金交付の可否

≪添付≫ ①補助金交付の可否について(通知)
②協議書 ③事前確認申込書(原

通知書受領

■補助金交付の対象の場合は、2へ進みます

C. 補助金交付の可否について(通知)送付

2. 補助金交付申請書 提出

■補助金交付の本申請になります

≪様式≫諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書(様式第2号-1)

≪添付≫交付申請書に記載の書類

≪注≫

①工事着工10日以上前に提出してください。

②2月末日までに実績報告書の提出が必要です。

③工事着工10日以上前に浄化槽設置届出書(別記様式第1号、建築確認が不要の場合)、着工まで相当期間前に浄化槽設計概要書(様式第1号、建築確認が必要な場合。確認通知書が出るまで着工不可。)を提出してください。
(→「設置・変更・廃止等に伴う各種届出について」参照)

D. 受理・書類審査・交付決定

F. 負担行為起票

≪注≫

①財政課合議後、保管

3. 補助金交付決定通知書受領後、工事着工

≪注≫

①補助金交付決定通知書の日付以前の工事着工は補助金の対象外になるので、注意してください。

E. 補助金交付決定通知書 送付

※設置に関して変更、中止が発生した場合

≪様式≫諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業変更等申請書(様式第4号)

4. 工事終了

5. 実績報告書 提出

≪様式≫諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業実績報告書(様式第5号-1)

≪添付≫実績報告書に記載の書類に加え、様式4-6維持管理に関する誓約書も添付してください。

≪注≫

①工事終了後30日以内(2月末日を超える場合は2月末日)に提出してください。

②工事完了後速やかに工事完了報告書(様式第6号)、使用開始日から30日以内に浄化槽使用開始報告書(様式第8号)を提出してください。
(→「設置・変更・廃止等に伴う各種届出について」参照)

G. 受理・書類審査

≪注≫①様式4-6は県補助金申請の際の添付書類となるため、全申請者に添付を求める。

H. 完了検査

≪注≫

①申請者または施工業者立会のもと、実績報告書に基づき現地にて完了検査実施。

②浄化槽工事完了検査・確認チェックシートによる。

I. 補助金交付額確定起案

通知書受領

J. 補助金交付額確定通知書 送付

6. 補助金支払請求書 提出

≪様式≫諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業補助金支払請求書

≪注≫

①振込先の口座名義人は補助金申請者本人に限ります。

②請求書に記載する日付・番号等は補助金交付額確定通知書に記載してあります。

③交付確定額と請求額を同額で記入してください。

※支払請求書提出後、約1ヶ月後に振り込まれます。

K. 受理・支出命令起票・支払実施

≪注≫

①検収日 = 補助金確定通知日

≪詳しいお問い合わせは・・・≫

〒392-8511 諏訪市高島1-22-30
諏訪市市民環境部環境課環境保全係
TEL : 0266-52-4141(内線214・215)
FAX : 0266-57-0660(代表)
メール : kankyouty@city.suwa.lg.jp

までお願いします。